

全国勤労者スキー協議会山スキーリーダー規程 細則

全国勤労者スキー協議会(以下本会という)山スキーリーダー規程において、「別途定める細則による」とした事項について、細則を定める。

1. 認定基準について(規程第 13 条 2 項)

1) 山スキー経験

- ① 実践年数及び同日数 実践年数は 5 年以上、実践日数は 80 日以上
- ② リーダー又はサブリーダー担当回数 10 回以上。
- ③ 実践コース数 20 以上。

2) 知識

- ① 民主スポーツ論 テキストを理解している。
- ② スキー指導法 本会の定める教程を理解している。
- ③ 山スキーリーダー論「実践的山スキーリーダー心得」及び「リーダースタッフの役割」を理解している。
- ④ 山スキー一般 山スキーの全体像をよく認識している。
- ⑤ 気象 天気図の判読、観天望気ができる。
- ⑥ 積雪(雪崩) 雪崩の危険、スキーの滑走性、ラッセルの程度などに関連する雪の状態について知っている。
- ⑦ 読図 2 万 5 千分の 1 地図が解読でき、地図上でコース設定ができる。
- ⑧ 救急・搬送法 テキストを理解している。
- ⑨ 山スキー用具 板、締め具等、装備と携行品、修理用具、救急用品、服装などについて知っている。

3) 山スキー技術

- ① 滑降 本会の指導員、又は技術検定 60 点(緑バッジ)以上の保有者であること。
- ② 登高 シール着脱が手際よくでき、急斜面の登高ができる。
- ③ コースガイド パーティを安全に目的地に引率するコース設定ができる。
- ④ ルートファインテング(磁石、高度計、GPS、地図の利用) 現在位置をよく確認し、ミスルートを適切に修正することができる。
- ⑤ ビバーク・雪上生活 ツェルト、テント設営、幕営生活(炊事、睡眠など)ができる。
- ⑥ 山スキー用具の応急修理・調整修理用具を携行し、応急修理・調整ができる。
- ⑦ 無線機の使用 資格の保有、又は使用の知識がある。

4) 適性

- ① 山スキー計画及び計画書の作成 目的に応じた山スキー計画の立案及び計画書の作成ができる。
- ② パーティー統率力 パーティーの一体性を確保し、安全に目的地に引率することができる。
- ③ 状況判断力 天候の変化、コース状況、パーティーメンバーの状態など各般の状況を判断し、山スキーの中止、コースの変更、緊急避難など、パーティーの安全確保のための適切な処置をとることができる。
- ④ 緊急時対処力「緊急事態対処マニュアル」(1989 年 9 月 2 日)に則って対応することができる。
- ⑤ 体力
- ⑥ 山スキー実践に必要な体力がある。

2 認定方法について(規程第 14 条)

1) 山スキー経験について

受験者の申告に基づき判定する。

2) 知識について

認定課目毎にレポート及びペーパーテストにより判定する。ただし、本会の指導員は、民主スポーツ論、スキー指導法

及び救急法については、受験を免除されるものとする。

3) 山スキー技術について

- ① 滑降 本会の指導員、又は技術検定 60 点(緑バッジ)以上の保有者であること。
- ② 滑降以外の技術 認定会に於いて山スキーを実践し、認定課目毎に判定する。

4) 適性について

認定会において山スキーを実践し、認定課目毎に判定する。

3 採点基準について(規程第 15 条)

- 1) 認定課目毎に 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。ただし、山スキー経験については全体を 1 課目とみなすこととする。
- 2) 合格点は、認定員 3 名による平均とする。
- 3) 山スキー経験の 60 点を超える得点から、民主スポーツ論、スキー指導法、山スキーリーダー論及び滑降を除く認定課目にたいして、1 課目 10 点を限度として加算して 60 点になる場合には、その課目を合格とすることができる。

4 認定会の運営について(規程第 16 条)

- 1) 理事長が委嘱する 3 名の認定員の内、2 名は山スキーリーダーを当てる。
- 2) 認定会責任者を認定員の互選によって選任する。
- 3) 認定会責任者は、認定に関する一切の事務手続きを、認定員の合議と援助のもとに執行する。

5 付 則

- 1) (改・廃)本細則の改正・廃止は常任理事会が行なうものとする。
- 2) (実施日)
本細則の実施は、本会山スキーリーダー規程の実施日と同一とする。